

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月14日
【届出者の氏名又は名称】	ピーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー (BCPE Neon Cayman, L.P.)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハ ウス、私書箱309
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 西村 修一 同 田村 優
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 石内 鴻壮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ピーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー(BCPE Neon Cayman, L.P.)をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ボードルアをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年8月19日付で提出した公開買付届出書(2026年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2026年9月3日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、富永氏、藤井氏、程島氏及び小林氏が所有する対象者株式の一部に設定されていた本担保権(富永氏)、本担保権(藤井氏)、本担保権(程島氏)及び本担保権(小林氏)がいずれも全て解除されたこと、並びにこれに伴って富永氏及び藤井氏が変更報告書を提出したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

5 大量保有報告書等の提出状況

(2) 特別関係者が提出した書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、富永氏との間で「本株式譲渡契約(富永氏)」、藤井氏との間で「本株式譲渡契約(藤井氏)」、程島氏との間で「本株式譲渡契約(程島氏)」及び小林氏との間で「本応募契約」をそれぞれ締結しております。これら各契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

また、富永氏は、2026年8月19日現在、三井住友銀行との間で有価証券担保契約を締結し、本譲渡株式(富永氏)のうち2,340,000株について三井住友銀行担保権を、みずほ銀行との間で特別当座貸越約定兼有価証券担保設定契約を締結し、本譲渡株式(富永氏)のうち3,100,000株についてみずほ銀行担保権を、野村信託銀行に対して担保提供書を差し入れ、本譲渡株式(富永氏)のうち1,320,000株について野村信託銀行担保権を、S M B C 日興証券株式会社との間で有価証券担保ローン基本契約を締結し、本譲渡株式(富永氏)のうち2,340,000株についてS M B C 日興証券株式会社のために設定された担保権を設定しております。藤井氏は、S M B C 日興証券株式会社との間で有価証券担保ローン基本契約を締結し、本譲渡株式(藤井氏)のうち1,600,000株について本担保権(藤井氏)を設定しております。程島氏は、UBS銀行との間で質権設定基本契約を締結し、本譲渡株式(程島氏)のうち500,000株についてUBS銀行担保権を、三井住友銀行との間で有価証券担保契約を締結し、本譲渡株式(程島氏)のうち200,000株について三井住友銀行のために設定された担保権を設定しております。小林氏は、本金融機関(小林氏)との間で質権設定基本契約を締結し、本応募株式のうち1,052,000株について本担保権(小林氏)を設定しております。なお、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、()富永氏は、株式譲渡契約(富永氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(富永氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(富永氏)との合意その他の方法により、本担保権(富永氏)を解除又は消滅させる旨、()藤井氏は、株式譲渡契約(藤井氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(藤井氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(藤井氏)との合意その他の方法により、本担保権(藤井氏)を解除又は消滅させる旨、()程島氏は、株式譲渡契約(程島氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(程島氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(程島氏)との合意その他の方法により、本担保権(程島氏)を解除又は消滅させる旨、()小林氏は、本応募契約において、本応募株式の本公開買付けへの応募を行う日の前日までに、本担保権(小林氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(小林氏)との合意その他の方法により、本担保権(小林氏)を解除又は消滅させる旨、それぞれ合意しており、これらの担保権は公開買付期間中に解除又は消滅させる予定です。

また、程島氏は、2026年8月19日現在、対象者の従業員である本譲渡予約権者(程島氏)との間で、本譲渡予約権契約(程島氏)を締結しており、小林氏は、2026年9月3日現在、対象者の従業員である本譲渡予約権者(小林氏)との間で、本譲渡予約権契約(小林氏)を締結しております。なお、本譲渡予約権契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」をご参照ください。

(訂正後)

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、富永氏との間で「本株式譲渡契約(富永氏)」、藤井氏との間で「本株式譲渡契約(藤井氏)」、程島氏との間で「本株式譲渡契約(程島氏)」及び小林氏との間で「本応募契約」をそれぞれ締結しております。これら各契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

また、富永氏は、2026年8月19日現在、三井住友銀行との間で有価証券担保契約を締結し、本譲渡株式(富永氏)のうち2,340,000株について三井住友銀行担保権を、みずほ銀行との間で特別当座貸越約定兼有価証券担保設定契約を締結し、本譲渡株式(富永氏)のうち3,100,000株についてみずほ銀行担保権を、野村信託銀行に対して担保提供書を差し入れ、本譲渡株式(富永氏)のうち1,320,000株について野村信託銀行担保権を、S M B C 日興証券株式会社との間で有価証券担保ローン基本契約を締結し、本譲渡株式(富永氏)のうち2,340,000株についてS M B C 日興証券株式会社のために設定された担保権を設定しております。藤井氏は、S M B C 日興証券株式会社との間で有価証券担保ローン基本契約を締結し、本譲渡株式(藤井氏)のうち1,600,000株について本担保権(藤井氏)を設定しております。程島氏は、UBS銀行との間で質権設定基本契約を締結し、本譲渡株式(程島氏)のうち500,000株についてUBS銀行担保権を、三井住友銀行との間で有価証券担保契約を締結し、本譲渡株式(程島氏)のうち200,000株について三井住友銀行のために設定された担保権を設定しております。小林氏は、本金融機関(小林氏)との間で質権設定基本契約を締結し、本応募株式のうち1,052,000株について本担保権(小林氏)を設定しております。なお、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、()富永氏は、株式譲渡契約(富永氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(富永氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(富永氏)との合意その他の方法により、本担保権(富永氏)を解除又は消滅させる旨、()藤井氏は、株式譲渡契約(藤井氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(藤井氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(藤井氏)との合意その他の方法により、本担保権(藤井氏)を解除又は消滅させる旨、()程島氏は、株式譲渡契約(程島氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(程島氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(程島氏)との合意その他の方法により、本担保権(程島氏)を解除又は消滅させる旨、()小林氏は、本応募契約において、本応募株式の本公開買付けへの応募を行う日の前日までに、本担保権(小林氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(小林氏)との合意その他の方法により、本担保権(小林氏)を解除又は消滅させる旨、それぞれ合意しており、これらの担保権は2026年9月14日までに全て解除されたとのことです。

また、程島氏は、2026年8月19日現在、対象者の従業員である本譲渡予約権者(程島氏)との間で、本譲渡予約権契約(程島氏)を締結しており、小林氏は、2026年9月3日現在、対象者の従業員である本譲渡予約権者(小林氏)との間で、本譲渡予約権契約(小林氏)を締結しております。なお、本譲渡予約権契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」をご参照ください。

5 【大量保有報告書等の提出状況】

(2) 特別関係者が提出した書類

富永 重寛

(訂正前)

書類の名称	提出年月日
大量保有報告書	2021年12月 3 日
訂正報告書	2021年12月 7 日
変更報告書No. 1	2022年 5 月13日
訂正報告書	2022年 5 月13日
変更報告書No. 2	2022年 8 月 4 日
変更報告書No. 3	2023年 1 月 6 日
変更報告書No. 4	2023年 7 月21日
変更報告書No. 5	2023年12月13日
訂正報告書	2023年12月13日
変更報告書No. 6	2024年 1 月16日
訂正報告書	2024年 1 月19日
変更報告書No. 7	2024年12月 5 日
変更報告書No. 8	2026年 1 月 5 日
訂正報告書	2026年 1 月 9 日
変更報告書No. 9	2026年 1 月 9 日
変更報告書No.10	2026年 8 月26日

(注1) 変更報告書No.10は、法定の提出期限である2026年 8 月25日までに提出予定でしたが、2026年 8 月26日に提出されております。

(注2) なお、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、富永氏は、株式譲渡契約(富永氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(富永氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(富永氏)との合意その他の方法により、本担保権(富永氏)を解除又は消滅させる旨を合意しており、これらの担保権の解除又は消滅をさせた場合には、法令に従い、これに伴う変更報告書を法定の提出期限までに提出する予定です。

(訂正後)

書類の名称	提出年月日
大量保有報告書	2021年12月 3 日
訂正報告書	2021年12月 7 日
変更報告書No. 1	2022年 5 月13日
訂正報告書	2022年 5 月13日
変更報告書No. 2	2022年 8 月 4 日
変更報告書No. 3	2023年 1 月 6 日
変更報告書No. 4	2023年 7 月21日
変更報告書No. 5	2023年12月13日
訂正報告書	2023年12月13日
変更報告書No. 6	2024年 1 月16日
訂正報告書	2024年 1 月19日
変更報告書No. 7	2024年12月 5 日
変更報告書No. 8	2026年 1 月 5 日
訂正報告書	2026年 1 月 9 日
変更報告書No. 9	2026年 1 月 9 日
変更報告書No.10	2026年 8 月26日
変更報告書No.11	2026年 9 月14日
変更報告書No.12	2026年 9 月14日

(注) 変更報告書No.10は、法定の提出期限である2026年 8 月25日までに提出予定でしたが、2026年 8 月26日に提出されております。

藤井 和也

(訂正前)

書類の名称	提出年月日
大量保有報告書	2021年12月 3 日
訂正報告書	2021年12月 7 日
変更報告書No. 1	2021年12月28日
変更報告書No. 2	2022年 8 月 4 日
変更報告書No. 3	2022年11月 8 日
変更報告書No. 4	2024年 1 月15日
変更報告書No. 5	2024年12月 5 日
変更報告書No. 6	2026年 8 月26日

(注 1) 変更報告書No. 6 は、法定の提出期限である2026年 8 月25日までに提出予定でしたが、2026年 8 月26日に提出されております。

(注 2) なお、上記「第 1 公開買付要項」の「 4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、藤井氏は、株式譲渡契約(藤井氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(藤井氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(藤井氏)との合意その他の方法により、本担保権(藤井氏)を解除又は消滅させる旨を合意しており、これらの担保権の解除又は消滅をさせた場合には、法令に従い、これに伴う変更報告書を法定の提出期限までに提出する予定です。

(訂正後)

書類の名称	提出年月日
大量保有報告書	2021年12月 3 日
訂正報告書	2021年12月 7 日
変更報告書No. 1	2021年12月28日
変更報告書No. 2	2022年 8 月 4 日
変更報告書No. 3	2022年11月 8 日
変更報告書No. 4	2024年 1 月15日
変更報告書No. 5	2024年12月 5 日
変更報告書No. 6	2026年 8 月26日
変更報告書No. 7	2026年 9 月14日

(注) 変更報告書No. 6 は、法定の提出期限である2026年 8 月25日までに提出予定でしたが、2026年 8 月26日に提出されております。